

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年1月27日(2011.1.27)

【公開番号】特開2008-113843(P2008-113843A)

【公開日】平成20年5月22日(2008.5.22)

【年通号数】公開・登録公報2008-020

【出願番号】特願2006-299680(P2006-299680)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 8

A 6 3 F 7/02 3 5 2 F

A 6 3 F 7/02 3 5 2 L

【手続補正書】

【提出日】平成22年12月7日(2010.12.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

各店舗において店舗会員として会員登録した会員に対して発行された記録媒体の記録情報を含む登録要求を受信し、該受信した登録要求に含まれる前記記録媒体の記録情報から特定される前記会員を個々に識別可能な会員識別情報を登録する登録手段と、

該登録手段により登録した会員識別情報である既登録会員識別情報に対応付けて、当該会員識別情報の会員が所有するポイント数を管理するポイント管理手段と、を有するポイント管理装置を備えるポイント管理システムであって、

前記記録媒体には、前記記録情報として、前記会員識別情報を特定可能な第1会員特定情報が磁氣的又は電氣的に記録されると共に、前記会員識別情報を特定可能な第2会員特定情報が目視可能に記録され、

各店舗に設置され、前記記録媒体を受け付けて、該受け付けた記録媒体に記録されている前記第1会員特定情報を読み取る記録媒体受付手段と、該記録媒体受付手段により読み取った第1会員特定情報を含む第1登録要求を前記ポイント管理装置に対して送信する第1登録要求送信手段と、を有する店舗端末をさらに備え、

前記ポイント管理装置は、

前記店舗端末から前記第1登録要求を受信したことに基づいて、該受信した第1登録要求に含まれる第1会員特定情報から特定される会員識別情報を前記登録手段により前記ポイント管理手段に登録すると共に、前記会員が所持する情報端末において当該会員が前記第2会員特定情報を入力して登録操作を行うことにより該情報端末から送信されてくる、該入力された第2会員特定情報を含む第2登録要求を受信したことに基づいて、該受信した第2登録要求に含まれる第2会員特定情報から特定される会員識別情報を前記登録手段により前記ポイント管理手段に登録し、

前記既登録会員識別情報を特定可能な前記記録情報が記録された記録媒体である旧記録媒体に代えて新たな記録媒体の再発行を受けた前記会員の操作により、前記店舗端末又は前記情報端末から、該新たな記録媒体の前記記録情報と、前記旧記録媒体の前記記録情報とを含む引き継ぎ要求を受信したことに基づいて、該受信した引き継ぎ要求に含まれる前記旧記録媒体の記録情報から特定される既登録会員識別情報に対応付けられているポイン

ト数を、該引き継ぎ要求に含まれる前記新たな記録媒体の記録情報から特定される新会員識別情報に対応付ける引き継ぎ処理を行う引き継ぎ処理手段をさらに有することを特徴とするポイント管理システム。

【請求項2】

請求項1に記載したポイント管理システムであって、前記店舗端末は、前記会員から前記記録媒体を受け付けて前記記録媒体受付手段により読み取った第1会員特定情報から特定される会員識別情報に対応付けて前記ポイント管理手段により管理されているポイント数を、当該会員に対して表示するためのポイント表示手段をさらに有することを特徴とするポイント管理システム。

【請求項3】

請求項2に記載したポイント管理システムであって、前記ポイント管理装置は、前記第2登録要求に伴って、前記登録操作を行う会員の電子メールアドレスを前記情報端末から取得する電子メールアドレス取得手段と、該電子メールアドレス取得手段により取得した電子メールアドレスを、前記受信した第2登録要求に含まれる第2会員特定情報から特定される会員識別情報に対応付けて管理する会員管理手段と、前記会員に対して通知する通知内容と、通知対象とする会員の会員識別情報を特定可能な情報とを設定する通知情報設定手段と、該通知情報設定手段により設定された情報から特定される前記通知対象の会員識別情報に対応付けて前記会員管理手段で管理されている電子メールアドレスを抽出する電子メールアドレス抽出手段と、前記通知情報設定手段により設定された通知内容を提供するための通知情報を含む電子メールを該電子メールアドレス抽出手段により抽出された電子メールアドレス宛に送信する電子メール送信手段と、前記店舗端末から前記第1会員特定情報を含む確認要求を受信したことに基づいて、該受信した確認要求に含まれる第1会員特定情報から特定される会員識別情報が前記通知情報設定手段により設定された情報から特定される前記通知対象の会員識別情報であるか否かを判定する通知対象判定手段と、該通知対象判定手段により通知対象の会員識別情報であると判定されたことを条件として、前記通知情報を前記店舗端末に対して返信する通知情報返信手段と、をさらに有することを特徴とするポイント管理システム。

【請求項4】

請求項3に記載したポイント管理システムであって、前記ポイント管理装置は、前記店舗端末から前記確認要求を受信したことに基づいて、該受信した確認要求に含まれる第1会員特定情報から特定される会員識別情報に対応付けて前記会員管理手段で電子メールアドレスを管理しているか否かを判定する電子メールアドレス管理判定手段をさらに有し、前記通知情報返信手段は、該電子メールアドレス管理判定手段により電子メールアドレスを管理していると判定されたことを条件として、前記通知情報を前記店舗端末に対して返信しないことを特徴とするポイント管理システム。

【請求項5】

請求項1～4のいずれか1つに記載したポイント管理システムであって、前記ポイント管理装置は、前記引き継ぎ要求を受信したことに基づいて、該受信した引き継ぎ要求に含まれる前記旧記録媒体の記録情報から特定される既登録会員識別情報に対応付けて登録されている他の既登録会員識別情報が有るか否かを判定する対応付け判定手段をさらに有し、該対応付け判定手段により有ると判定されたことを条件として、前記引き継ぎ処理手段により、前記引き継ぎ処理を行うと共に、前記登録手段により、前記引き継ぎ要求に含まれる前記新たな記録媒体の記録情報から特定される新会員識別情報を前記他の既登録会員

識別情報に対応付けて登録することを特徴とするポイント管理システム。

【請求項 6】

請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 つに記載したポイント管理システムであって、

前記引き継ぎ処理手段は、前記引き継ぎ処理として、前記既登録会員識別情報に対応付けられているポイント数を前記新会員識別情報に対応付けて管理すると共に、該新会員識別情報に対応付けられているポイント数と合算する処理を行うことを特徴とするポイント管理システム。

【請求項 7】

各店舗において店舗会員として会員登録した会員に対して発行された記録媒体の記録情報を含む登録要求を受信し、該受信した登録要求に含まれる前記記録媒体の記録情報から特定される前記会員を個々に識別可能な会員識別情報を登録する登録手段と、

該登録手段により登録した会員識別情報に対応付けて、当該会員識別情報の会員が所有するポイント数を管理するポイント管理手段と、

を有するポイント管理装置であって、

前記記録媒体には、前記記録情報として、前記会員識別情報を特定可能な第 1 会員特定情報が磁氣的又は電氣的に記録されると共に、前記会員識別情報を特定可能な第 2 会員特定情報が目視可能に記録され、

前記ポイント管理装置は、

各店舗に設置される店舗端末において前記会員が前記記録媒体の受付を行うことにより該店舗端末から送信されてくる、該受け付けた記録媒体から読み取った第 1 会員特定情報を含む第 1 登録要求を受信したことに基づいて、該受信した第 1 登録要求に含まれる第 1 会員特定情報から特定される会員識別情報を前記登録手段により前記ポイント管理手段に登録すると共に、前記会員が所持する情報端末において当該会員が前記第 2 会員特定情報を入力して登録操作を行うことにより該情報端末から送信されてくる、該入力された第 2 会員特定情報を含む第 2 登録要求を受信したことに基づいて、該受信した第 2 登録要求に含まれる第 2 会員特定情報から特定される会員識別情報を前記登録手段により前記ポイント管理手段に登録し、

前記既登録会員識別情報を特定可能な前記記録情報が記録された記録媒体である旧記録媒体に代えて新たな記録媒体の再発行を受けた前記会員の操作により、前記店舗端末又は前記情報端末から、該新たな記録媒体の前記記録情報と、前記旧記録媒体の前記記録情報とを含む引き継ぎ要求を受信したことに基づいて、該受信した引き継ぎ要求に含まれる前記旧記録媒体の記録情報から特定される既登録会員識別情報に対応付けられているポイント数を、該引き継ぎ要求に含まれる前記新たな記録媒体の記録情報から特定される新会員識別情報に対応付ける引き継ぎ処理を行う引き継ぎ処理手段をさらに有することを特徴とするポイント管理装置。

【請求項 8】

請求項 7 に記載したポイント管理装置であって、

前記第 2 登録要求に伴って、前記登録操作を行う会員の電子メールアドレスを前記情報端末から取得する電子メールアドレス取得手段と、

該電子メールアドレス取得手段により取得した電子メールアドレスを、前記受信した第 2 登録要求に含まれる第 2 会員特定情報から特定される会員識別情報に対応付けて管理する会員管理手段と、

前記会員に対して通知する通知内容と、通知対象とする会員の会員識別情報を特定可能な情報とを設定する通知情報設定手段と、

該通知情報設定手段により設定された情報から特定される前記通知対象の会員識別情報に対応付けて前記会員管理手段で管理されている電子メールアドレスを抽出する電子メールアドレス抽出手段と、

前記通知情報設定手段により設定された通知内容を提供するための通知情報を含む電子メールを該電子メールアドレス抽出手段により抽出された電子メールアドレス宛に送信する電子メール送信手段と、

前記店舗端末から前記第1会員特定情報を含む確認要求を受信したことに基づいて、該受信した確認要求に含まれる第1会員特定情報から特定される会員識別情報が前記通知情報設定手段により設定された情報から特定される前記通知対象の会員識別情報であるか否かを判定する通知対象判定手段と、

該通知対象判定手段により通知対象の会員識別情報であると判定されたことを条件として、前記通知情報を前記店舗端末に対して返信する通知情報返信手段と、をさらに有することを特徴とするポイント管理装置。

【請求項9】

請求項8に記載したポイント管理装置であって、

前記店舗端末から前記確認要求を受信したことに基づいて、該受信した確認要求に含まれる第1会員特定情報から特定される会員識別情報に対応付けて前記会員管理手段で電子メールアドレスを管理しているか否かを判定する電子メールアドレス管理判定手段をさらに有し、

前記通知情報返信手段は、該電子メールアドレス管理判定手段により電子メールアドレスを管理していると判定されたことを条件として、前記通知情報を前記店舗端末に対して返信しないことを特徴とするポイント管理装置。

【請求項10】

請求項7～9のいずれか1つに記載したポイント管理装置であって、

前記引き継ぎ要求を受信したことに基づいて、該受信した引き継ぎ要求に含まれる前記旧記録媒体の記録情報から特定される既登録会員識別情報に対応付けて登録されている他の既登録会員識別情報が有るか否かを判定する対応付け判定手段をさらに有し、

該対応付け判定手段により有ると判定されたことを条件として、前記引き継ぎ処理手段により、前記引き継ぎ処理を行うと共に、前記登録手段により、前記引き継ぎ要求に含まれる前記新たな記録媒体の記録情報から特定される新会員識別情報を前記他の既登録会員識別情報に対応付けて登録することを特徴とするポイント管理装置。

【請求項11】

請求項7～10のいずれか1つに記載したポイント管理装置であって、

前記引き継ぎ処理手段は、前記引き継ぎ処理として、前記既登録会員識別情報に対応付けられているポイント数を前記新会員識別情報に対応付けて管理すると共に、該新会員識別情報に対応付けられているポイント数と合算する処理を行うことを特徴とするポイント管理装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

まず請求項1に係る発明は、各店舗（遊技場）において店舗会員として会員登録した会員に対して発行された記録媒体（会員カード）の記録情報を含む登録要求を受信し、該受信した登録要求に含まれる前記記録媒体の記録情報から特定される会員識別情報（会員カードID）を登録する登録手段（制御部52）と、該登録手段により登録した会員識別情報である既登録会員識別情報に対応付けて、当該会員識別情報の会員が所有するポイント数を管理するポイント管理手段（ポイント会員情報DB）と、を有するポイント管理装置（50）を備えるポイント管理システム（1）であって、前記記録媒体には、前記記録情報として、前記会員識別情報を特定可能な第1会員特定情報（会員カードID、会員ID）が磁氣的又は電氣的に記録されると共に、前記会員識別情報を特定可能な第2会員特定情報（会員カードID、会員ID）が目視可能に記録され、各店舗に設置され、前記記録媒体を受け付けて、該受け付けた記録媒体に記録されている前記第1会員特定情報を読み取る記録媒体受付手段（カードR/W25、カードリーダ33）と、該記録媒体受付手段により読み取った第1会員特定情報を含む第1登録要求を前記ポイント管理装置に対して

送信する第1登録要求送信手段(ユニット制御部22, 制御部32)と、を有する店舗端末(カードユニット20, キオスク端末30)をさらに備え、前記ポイント管理装置は、前記店舗端末から前記第1登録要求を受信したことに基づいて、該受信した第1登録要求に含まれる第1会員特定情報から特定される会員識別情報を前記登録手段により前記ポイント管理手段に登録すると共に、前記会員が所持する情報端末(PC6, 携帯電話7)において当該会員が前記第2会員特定情報を入力して登録操作を行うことにより該情報端末から送信されてくる、該入力された第2会員特定情報を含む第2登録要求を受信したことに基づいて、該受信した第2登録要求に含まれる第2会員特定情報から特定される会員識別情報を前記登録手段により前記ポイント管理手段に登録し、前記既登録会員識別情報を特定可能な前記記録情報が記録された記録媒体である旧記録媒体に代えて新たな記録媒体の再発行を受けた前記会員の操作により、前記店舗端末又は前記情報端末から、該新たな記録媒体の前記記録情報と、前記旧記録媒体の前記記録情報とを含む引き継ぎ要求を受信したことに基づいて、該受信した引き継ぎ要求に含まれる前記旧記録媒体の記録情報から特定される既登録会員識別情報に対応付けられているポイント数を、該引き継ぎ要求に含まれる前記新たな記録媒体の記録情報から特定される新会員識別情報に対応付ける引き継ぎ処理を行う引き継ぎ処理手段(制御部52)をさらに有することを特徴とするポイント管理システムである。

また請求項2に係る発明は、請求項1に記載したポイント管理システム(1)であって、前記店舗端末(カードユニット20, キオスク端末30)は、前記会員から前記記録媒体(会員カード)を受け付けて前記記録媒体受付手段(カードR/W25, カードリーダー33)により読み取った第1会員特定情報から特定される会員識別情報(会員カードID)に対応付けて前記ポイント管理手段(ポイント会員情報DB)により管理されているポイント数を、当該会員に対して表示するためのポイント表示手段(ディスプレイ27, 34)をさらに有することを特徴とするポイント管理システムである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また請求項3に係る発明は、請求項1又は2に記載したポイント管理システム(1)であって、前記ポイント管理装置(50)は、前記第2登録要求に伴って、前記登録操作を行う会員の電子メールアドレスを前記情報端末(PC6, 携帯電話7)から取得する電子メールアドレス取得手段(制御部52)と、該電子メールアドレス取得手段により取得した電子メールアドレスを、前記受信した第2登録要求に含まれる第2会員特定情報から特定される会員識別情報(会員カードID)に対応付けて管理する会員管理手段(ポイント会員情報DB)と、前記会員に対して通知する通知内容(アンケート情報, イベント情報, 当選情報)と、通知対象とする会員の会員識別情報を特定可能な情報(アンケート対象会員の属性情報, イベント対象会員の属性情報, 当選会員の会員カードID)とを設定する通知情報設定手段(ディスプレイ54及び入力装置55, 転送装置用通信部51b, 制御部52)と、該通知情報設定手段により設定された情報から特定される前記通知対象の会員識別情報に対応付けて前記会員管理手段で管理されている電子メールアドレスを抽出する電子メールアドレス抽出手段(制御部52)と、前記通知情報設定手段により設定された通知内容を提供するための通知情報を含む電子メールを該電子メールアドレス抽出手段により抽出された電子メールアドレス宛に送信する電子メール送信手段(制御部52)と、前記店舗端末(カードユニット20, キオスク端末30)から前記第1会員特定情報を含む確認要求(ログイン要求)を受信したことに基づいて、該受信した確認要求に含まれる第1会員特定情報から特定される会員識別情報が前記通知情報設定手段により設定された情報から特定される前記通知対象の会員識別情報であるか否かを判定する通知対象判定手段(制御部52)と、該通知対象判定手段により通知対象の会員識別情報であると判

定されたことを条件として、前記通知情報を前記店舗端末に対して返信する通知情報返信手段（制御部 52）と、をさらに有することを特徴とするポイント管理システムである。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また請求項 4 に係る発明は、請求項 3 に記載したポイント管理システム（1）であって、前記ポイント管理装置（50）は、前記店舗端末（カードユニット 20，キオスク端末 30）から前記確認要求（ログイン要求）を受信したことに基づいて、該受信した確認要求に含まれる第 1 会員特定情報から特定される会員識別情報（会員カード ID）に対応付けて前記会員管理手段（ポイント会員情報 DB）で電子メールアドレスを管理しているか否かを判定する電子メールアドレス管理判定手段（制御部 52）をさらに有し、前記通知情報返信手段（制御部 52）は、該電子メールアドレス管理判定手段により電子メールアドレスを管理していると判定されたことを条件として、前記通知情報を前記店舗端末に対して返信しないことを特徴とするポイント管理システムである。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また請求項 5 に係る発明は、請求項 1～4 のいずれか 1 つに記載したポイント管理システム（1）であって、前記ポイント管理装置（50）は、前記引き継ぎ要求を受信したことに基づいて、該受信した引き継ぎ要求に含まれる前記旧記録媒体の記録情報から特定される既登録会員識別情報に対応付けて登録されている他の既登録会員識別情報があるか否かを判定する対応付け判定手段（制御部 52）をさらに有し、該対応付け判定手段により有ると判定されたことを条件として、前記引き継ぎ処理手段（制御部 52）により、前記引き継ぎ処理を行うと共に、前記登録手段（制御部 52）により、前記引き継ぎ要求に含まれる前記新たな記録媒体の記録情報から特定される新会員識別情報を前記他の既登録会員識別情報に対応付けて登録することを特徴とするポイント管理システムである。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また請求項 6 に係る発明は、請求項 1～5 のいずれか 1 つに記載したポイント管理システム（1）であって、前記引き継ぎ処理手段（制御部 52）は、前記引き継ぎ処理として、前記既登録会員識別情報に対応付けられているポイント数を前記新会員識別情報に対応付けて管理すると共に、該新会員識別情報に対応付けられているポイント数と合算する処理を行うことを特徴とするポイント管理システムである。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また請求項 7 に係る発明は、各店舗（遊技場）において店舗会員として会員登録した会

員に対して発行された記録媒体（会員カード）の記録情報を含む登録要求を受信し、該受信した登録要求に含まれる前記記録媒体の記録情報から特定される会員識別情報（会員カードID）を登録する登録手段（制御部52）と、該登録手段により登録した会員識別情報に対応付けて、当該会員識別情報の会員が所有するポイント数を管理するポイント管理手段（ポイント会員情報DB）と、を有するポイント管理装置（50）であって、前記記録媒体には、前記記録情報として、前記会員識別情報を特定可能な第1会員特定情報（会員カードID，会員ID）が磁氣的又は電氣的に記録されると共に、前記会員識別情報を特定可能な第2会員特定情報（会員カードID，会員ID）が目視可能に記録され、前記ポイント管理装置は、各店舗に設置される店舗端末（カードユニット20，キオスク端末30）において前記会員が前記記録媒体の受付を行うことにより該店舗端末から送信されてくる、該受け付けた記録媒体から読み取った第1会員特定情報を含む第1登録要求を受信したことに基づいて、該受信した第1登録要求に含まれる第1会員特定情報から特定される会員識別情報を前記登録手段により前記ポイント管理手段に登録すると共に、前記会員が所持する情報端末（PC6，携帯電話7）において当該会員が前記第2会員特定情報を入力して登録操作を行うことにより該情報端末から送信されてくる、該入力された第2会員特定情報を含む第2登録要求を受信したことに基づいて、該受信した第2登録要求に含まれる第2会員特定情報から特定される会員識別情報を前記登録手段により前記ポイント管理手段に登録し、前記既登録会員識別情報を特定可能な前記記録情報が記録された記録媒体である旧記録媒体に代えて新たな記録媒体の再発行を受けた前記会員の操作により、前記店舗端末又は前記情報端末から、該新たな記録媒体の前記記録情報と、前記旧記録媒体の前記記録情報とを含む引き継ぎ要求を受信したことに基づいて、該受信した引き継ぎ要求に含まれる前記旧記録媒体の記録情報から特定される既登録会員識別情報に対応付けられているポイント数を、該引き継ぎ要求に含まれる前記新たな記録媒体の記録情報から特定される新会員識別情報に対応付ける引き継ぎ処理を行う引き継ぎ処理手段（制御部52）をさらに有することを特徴とするポイント管理装置である。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また請求項8に係る発明は、請求項7に記載したポイント管理装置（50）であって、前記第2登録要求に伴って、前記登録操作を行う会員の電子メールアドレスを前記情報端末（PC6，携帯電話7）から取得する電子メールアドレス取得手段（制御部52）と、該電子メールアドレス取得手段により取得した電子メールアドレスを、前記受信した第2登録要求に含まれる第2会員特定情報から特定される会員識別情報（会員カードID）に対応付けて管理する会員管理手段（ポイント会員情報DB）と、前記会員に対して通知する通知内容（アンケート情報，イベント情報，当選情報）と、通知対象とする会員の会員識別情報を特定可能な情報（アンケート対象会員の属性情報，イベント対象会員の属性情報，当選会員の会員カードID）とを設定する通知情報設定手段（ディスプレイ54及び入力装置55，転送装置用通信部51b，制御部52）と、該通知情報設定手段により設定された情報から特定される前記通知対象の会員識別情報に対応付けて前記会員管理手段で管理されている電子メールアドレスを抽出する電子メールアドレス抽出手段（制御部52）と、前記通知情報設定手段により設定された通知内容を提供するための通知情報を含む電子メールを該電子メールアドレス抽出手段により抽出された電子メールアドレス宛に送信する電子メール送信手段（制御部52）と、前記店舗端末（カードユニット20，キオスク端末30）から前記第1会員特定情報を含む確認要求（ログイン要求）を受信したことに基づいて、該受信した確認要求に含まれる第1会員特定情報から特定される会員識別情報が前記通知情報設定手段により設定された情報から特定される前記通知対象の会員識別情報であるか否かを判定する通知対象判定手段（制御部52）と、該通知対象判定手

段により通知対象の会員識別情報であると判定されたことを条件として、前記通知情報を前記店舗端末に対して返信する通知情報返信手段（制御部５２）と、をさらに有することを特徴とするポイント管理装置である。

【手続補正９】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】００１４

【補正方法】変更

【補正の内容】

【００１４】

また請求項９に係る発明は、請求項８に記載したポイント管理装置（５０）であって、前記店舗端末（カードユニット２０，キオスク端末３０）から前記確認要求（ログイン要求）を受信したことに基づいて、該受信した確認要求に含まれる第１会員特定情報から特定される会員識別情報（会員カードＩＤ）に対応付けて前記会員管理手段（ポイント会員情報ＤＢ）で電子メールアドレスを管理しているか否かを判定する電子メールアドレス管理判定手段（制御部５２）をさらに有し、前記通知情報返信手段（制御部５２）は、該電子メールアドレス管理判定手段により電子メールアドレスを管理していると判定されたことを条件として、前記通知情報を前記店舗端末に対して返信しないことを特徴とするポイント管理装置である。

【手続補正１０】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】００１５

【補正方法】変更

【補正の内容】

【００１５】

また請求項１０に係る発明は、請求項７～９のいずれか１つに記載したポイント管理装置（５０）であって、前記引き継ぎ要求を受信したことに基づいて、該受信した引き継ぎ要求に含まれる前記旧記録媒体の記録情報から特定される既登録会員識別情報に対応付けて登録されている他の既登録会員識別情報が有るか否かを判定する対応付け判定手段（制御部５２）をさらに有し、該対応付け判定手段により有ると判定されたことを条件として、前記引き継ぎ処理手段（制御部５２）により、前記引き継ぎ処理を行うと共に、前記登録手段（制御部５２）により、前記引き継ぎ要求に含まれる前記新たな記録媒体の記録情報から特定される新会員識別情報を前記他の既登録会員識別情報に対応付けて登録することを特徴とするポイント管理装置である。

【手続補正１１】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】００１６

【補正方法】変更

【補正の内容】

【００１６】

さらに請求項１１に係る発明は、請求項７～１０のいずれか１つに記載したポイント管理装置（５０）であって、前記引き継ぎ処理手段（制御部５２）は、前記引き継ぎ処理として、前記既登録会員識別情報に対応付けられているポイント数を前記新会員識別情報に対応付けて管理すると共に、該新会員識別情報に対応付けられているポイント数と合算する処理を行うことを特徴とするポイント管理装置である。

【手続補正１２】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】００１７

【補正方法】変更

【補正の内容】

【００１７】

まず請求項1に係るポイント管理システムによれば、ポイント管理装置において、会員が操作する店舗端末又は情報端末から引き継ぎ要求を受信したことに基づいて引き継ぎ処理が行われるので、該ポイント管理装置及び店舗に設けられる会員管理装置において引き継ぎ要求の送受信に伴うプログラムを組んだり、該送受信を行うための装置を設けたりする必要がなく、引き継ぎ処理を行うためのコストが低減される。またポイント管理装置において、会員の所持する情報端末から第2登録要求が送信されてくると会員識別情報の登録が行われると共に、店舗に設置される店舗端末から第1登録要求が送信されてきても会員識別情報の登録が行われるので、情報端末を所有していない店舗会員や情報端末の操作が不得意な店舗会員であってもポイント会員として会員識別情報の登録が可能となり、すべての店舗会員に公平にポイント会員としての利益を享受する機会を与えることができる。

また請求項2に係るポイント管理システムによれば、会員から記録媒体を受け付けて当該会員に対してポイント数を表示する店舗端末から、該会員から記録媒体を受け付けたことにより第1登録要求が送信されてくると、ポイント管理装置において、会員識別情報の登録が行われるので、店舗の店員の手を煩わすことなく、ポイント会員としての会員識別情報の登録が可能となる。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

また請求項3に係るポイント管理システムによれば、ポイント管理装置において、情報端末から登録を行ったポイント会員に対しては、通知情報を電子メールで迅速に通知することができると共に、店舗端末から登録を行い電子メールアドレスが登録されていないポイント会員に対しても、通知情報を店舗端末に返信して通知することができる。

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

また請求項4に係るポイント管理システムによれば、ポイント管理装置において、電子メールアドレスが登録されているポイント会員に対しては、通知情報が店舗端末に返信されないので、通知情報を既に電子メールで受け取っているポイント会員に対する該通知情報の無駄な重複送信が防止される。

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

また請求項5に係るポイント管理システムによれば、ポイント管理装置において、引き継ぎ要求に含まれる旧記録媒体の記録情報から特定される既登録会員識別情報に対応付けて登録されている他の既登録会員識別情報があれば、引き継ぎ要求に含まれる新たな記録媒体の記録情報から特定される新会員識別情報が当該他の既登録会員識別情報に対応付けて登録されるので、当該他の既登録会員識別情報と新会員識別情報とを特定可能な記録情報を含む合算要求を送信する必要が無く、それら会員識別情報が記録された複数の記録媒体を所有する所有者の利便性が向上する。

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

また請求項6に係るポイント管理システムによれば、ポイント管理装置において、新会員識別情報に対応付けてポイント数が管理されている場合であっても、既登録会員識別情報に対応付けられているポイント数と該新会員識別情報に対応付けられているポイント数とが合算されるので、それら会員識別情報が記録された複数の記録媒体を所有する所有者の利便性が向上する。

【手続補正17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

また請求項7に係るポイント管理装置によれば、会員が操作する店舗端末又は情報端末から引き継ぎ要求を受信したことに基づいて引き継ぎ処理が行われるので、該ポイント管理装置及び店舗に設けられる会員管理装置において引き継ぎ要求の送受信に伴うプログラムを組んだり、該送受信を行うための装置を設けたりする必要がなく、引き継ぎ処理を行うためのコストが低減される。また会員の所持する情報端末から第2登録要求が送信されてくると会員識別情報の登録が行われると共に、店舗に設置される店舗端末から第1登録要求が送信されてきても会員識別情報の登録が行われるので、情報端末を所有していない店舗会員や情報端末の操作が不得意な店舗会員であってもポイント会員として会員識別情報の登録が可能となり、すべての店舗会員に公平にポイント会員としての利益を享受する機会を与えることができる。

【手続補正18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

また請求項8に係るポイント管理装置によれば、情報端末から登録を行ったポイント会員に対しては、通知情報を電子メールで迅速に通知することができると共に、店舗端末から登録を行い電子メールアドレスが登録されていないポイント会員に対しても、通知情報を店舗端末に返信して通知することができる。

【手続補正19】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

また請求項9に係るポイント管理装置によれば、電子メールアドレスが登録されているポイント会員に対しては、通知情報が店舗端末に返信されないので、通知情報を既に電子メールで受け取っているポイント会員に対する該通知情報の無駄な重複送信が防止される。

【手続補正20】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

また請求項10に係るポイント管理装置によれば、引き継ぎ要求に含まれる旧記録媒体の記録情報から特定される既登録会員識別情報に対応付けて登録されている他の既登録会員識別情報があれば、引き継ぎ要求に含まれる新たな記録媒体の記録情報から特定される新会員識別情報が当該他の既登録会員識別情報に対応付けて登録されるので、当該他の既登録会員識別情報と新会員識別情報とを特定可能な記録情報を含む合算要求を送信する必要が無く、それら会員識別情報が記録された複数の記録媒体を所有する所有者の利便性が向上する。

【手続補正21】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

さらに請求項11に係るポイント管理装置によれば、新会員識別情報に対応付けてポイント数が管理されている場合であっても、既登録会員識別情報に対応付けられているポイント数と該新会員識別情報に対応付けられているポイント数とが合算されるので、それら会員識別情報が記録された複数の記録媒体を所有する所有者の利便性が向上する。